

掛川市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。
その関係図面は、平成23年3月10日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月10日

掛川市長 松 井 三 郎

NO	路 線 名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	花屋敷東支線	上西郷字下山 1 8 4 5 - 1	上西郷字下山 1 8 4 5 - 3	6.00m～ 12.00m	49.00m
2	二瀬川国道側道線	二瀬川 1 3 1 6 - 1	二瀬川 1 2 5 8 - 4	0.00m～ 3.72m	94.00m
3	東名側道猿田線	下俣字細谷 1 1 2 - 8	下俣字菖蒲ヶ谷 2 4 0 - 7	4.50m～ 10.40m	540.00m
4	環境資源ギャラリー線	満水字大久保 2 3 0 4 - 1	本所字山田ヶ谷 7 9 6 - 1	17.00m～ 25.30m	714.20m
5	中道線	逆川字大藪 9 4 1 - 1	満水字大久保 2 3 1 0 - 4	6.00m～ 10.00m	546.80m